

# 事業承継に関する主な支援策 (一覧)

## 事業承継をお考えの皆様へ

---

- ✓ 事業を引き渡そうとする  
中小企業の経営者
- ✓ 事業を引き継ぐ意向の  
後継者候補や譲受会社・個人
- ✓ 事業を引き継いだ  
後継者や譲受会社・個人      等

2022年●月  
中小企業庁

# 事業承継・M&Aに関する支援策フロー

## ○事業承継・M&Aを実施するために、何をしたらよいか分からない

- ・ 現経営者や後継者・譲受側候補向けの支援策を紹介しています。
- ・ 以下のフローチャートで、活用可能な支援策をご確認ください。

### 現経営者

- ・ どのように引継ぎを実施するか検討するため、以下の施策を活用
  - ・ 事業承継・引継ぎ支援センター（→P5の1参照）
  - ・ 事業承継診断（→P13の18参照）
  - ・ 事業承継ガイドライン（→P12の14参照）
- ・ 引継ぎ先が決まっている場合、
  - ・ 親族内承継を希望する場合は、下記①へ
  - ・ 従業員承継を希望する場合は、下記②へ
  - ・ M&Aを希望する場合は、下記③へ

### 後継者・譲受側候補

- ・ 親族内承継を実施予定の後継者候補は、下記①へ
- ・ 従業員承継を実施予定の後継者候補は、下記②へ
- ・ M&Aを実施予定の譲受側候補は、下記③へ



- ① 親族内承継に関する支援策一覧を確認（→2頁）
- ② 従業員承継に関する支援策一覧を確認（→3頁）
- ③ M&Aに関する支援策一覧を確認（→4頁）

# 親族内承継に関する支援策一覧

## 現経営者

## 後継者候補

引継ぎの準備

○経営状況を確認したい

ローカルベンチマーク (→P13の19参照)  
経営デザインシート (→P13の20参照)

○承継に向けて課題を把握したい

事業承継診断 (→P13の18参照)

○今後の取組を相談したい

事業承継・引継ぎ支援センター (→P5の1参照)

○後継者候補を育成したい

○承継に向けて準備したい

中小企業大学校 (→P14の21参照)

円滑な引継ぎ

○事業承継時の資金を調達したい

日本政策金融公庫等の融資、信用保証等  
(→P10の10参照)

○株式等を承継させたい

○株式等を承継したい

法人版・個人版事業承継税制 (→P8の6、7参照)  
遺留分に関する民法の特例 (→P11の12参照)  
所在不明株主に関する会社法の特例 (→P11の13参照)

○経営者保証を解除したい

事業承継時の経営者保証解除 (→P10の11参照)

引継ぎ後の経営革新等

○承継後に設備投資等を実施したい

事業承継・引継ぎ補助金  
(→P6の3参照)

# 従業員承継に関する支援策一覧

## 現経営者

## 後継者候補

引継ぎの準備

○経営状況を確認したい

ローカルベンチマーク (→P13の19参照)  
経営デザインシート (→P13の20参照)

○承継に向けて課題を把握したい

事業承継診断 (→P13の18参照)

○今後の取組を相談したい

事業承継・引継ぎ支援センター (→P5の1参照)

○後継者候補を育成したい

○承継に向けて準備したい

中小企業大学校 (→P14の21参照)

○事業承継時の資金を調達したい

日本政策金融公庫等の融資、信用保証等  
(→P10の10参照)

○株式等を承継させたい

○株式等を承継したい

法人版・個人版事業承継税制 (→P8の6、7参照)  
遺留分に関する民法の特例 (→P11の12参照)  
所在不明株主に関する会社法の特例 (→P11の13参照)  
中小企業経営力強化支援ファンド (→P7の5参照)

○経営者保証を解除したい

事業承継時の経営者保証解除 (→P10の11参照)

○承継後に設備投資等を実施したい

事業承継・引継ぎ補助金  
(→P6の3参照)

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

# M&Aに関する支援策一覧

## 現経営者

## 譲受側候補

引継ぎの準備

### ○M&Aについて知りたい

中小M&Aガイドライン（→P12の15参照）  
中小M&Aハンドブック（→P12の16参照）

### ○円滑に経営統合を実施したい

中小PMIガイドライン（仮称）  
（→P12の17参照）

### ○経営状況を確認したい

ローカルベンチマーク（→P13の19参照）  
経営デザインシート（→P13の20参照）

### ○引継ぎに向けて課題を把握したい

事業承継診断（→P13の18参照）

### ○マッチング先を探したい

事業承継・引継ぎ支援センター（→P5の1参照）  
M&A支援機関登録制度（→P7の4参照）

### ○経営資源を引継ぎ、創業したい

後継者人材バンク（→P5の2参照）

### ○株式等を引継がせたい

所在不明株主に関する会社法の特例（→P11の13参照）  
中小企業経営力強化支援ファンド（→P7の5参照）

### ○株式等を引継ぎたい

### ○経営者保証を解除したい

事業承継時の経営者保証解除（→P10の11参照）

### ○M&A時の費用を軽減したい

事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）（→P6の3参照）

日本政策金融公庫等の融資、信用保証等  
（→P10の10参照）  
登録免許税・不動産取得税の特例  
（→P9の9参照）

### ○M&A後のリスクに備えたい

経営資源集約化税制（準備金）  
（→P9の8参照）

### ○引継ぎ後に設備投資等を実施したい

事業承継・引継ぎ補助金（経営革新）  
（→P6の3参照）  
経営資源集約化税制（設備投資）  
（→P9の8参照）

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

# 1. 事業承継・引継ぎ支援センター

- 全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応します。



## (1) 親族内承継支援

親族や従業員に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

## (2) 第三者承継（M&A）支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

## (3) 経営者保証に関する支援

事業承継の障害となる経営者保証解除に向けて支援（→P10の11も参照）

### よくあるご相談

- ✓ そもそも何から始めたらいいのか分からない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのか？
- ✓ 後継者がいないがどうしたらいいのか？
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

### 【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい

<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



# 2. 後継者人材バンク

- 「創業希望者」と「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。



### 【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい

<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



### 3. 事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎ（M&A）後の設備投資や販路開拓等を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。



#### 事業引継ぎ時に係る費用を補助

<対象経費の例>

- ・ M&A仲介業者やFAへの手数料※  
※M&A支援機関登録制度に登録されたFA・M&A仲介業者が提供するものが補助対象
- ・ デューデリジェンス費用
- ・ 表明保証保険料

#### 承継・引継ぎ後の取組に係る費用を補助

<対象経費の例>

- ・ （事業に従事する従業員の）人件費
- ・ 新築・改築工事費用
- ・ 機械装置の調達費用

#### 廃業・再チャレンジに係る費用を補助

<対象経費の例>

- ・ 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

#### ✓ 令和3年度補正予算

| 支援の枠組み                             | 補助率   | 補助額             |
|------------------------------------|-------|-----------------|
| ①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助       |       |                 |
| 経営革新※1                             | 2/3以内 | 400万円以内         |
|                                    | 1/2以内 | 400万円~600万円以内※2 |
| ②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助        |       |                 |
| 専門家活用                              | 2/3以内 | 600万円以内※3       |
| ③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助 |       |                 |
| 廃業・再チャレンジ※4                        | 2/3以内 | 150万円以内         |

#### ✓ 令和4年度当初予算

| 支援の枠組み                             | 補助率 | 補助額           |
|------------------------------------|-----|---------------|
| ①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助       |     |               |
| 経営革新※1                             | 1/2 | 300万円以内       |
|                                    | 1/2 | 300~500万円以内※2 |
| ②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助        |     |               |
| 専門家活用                              | 1/2 | 400万円以内※3     |
| ③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助 |     |               |
| 廃業・再チャレンジ※4                        | 1/2 | 150万円以内       |

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在

※2 生産性向上に関する要件を満たした場合に補助上限が上乘せ

※3 M&Aが未成約の場合は補助上限額が半減

※4 経営革新または専門家活用と併用可

#### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）



## 4. M&A支援機関登録制度

● 中小M&Aにおける支援機関の行動指針である「中小M&Aガイドライン」の遵守等を宣言した支援機関を登録する制度です。

- ・ 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用（仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用等に限る。）については、登録M&A支援機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とします。
- ・ 登録M&A支援機関からの支援を希望される方は、以下ホームページの「登録機関データベース」からご希望のM&A支援機関へ直接ご相談ください。

<https://ma-shienkikan.go.jp/search>



- ・ また、情報提供受付窓口では、登録M&A支援機関の支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付けます。

### 【お問い合わせ先】

M&A支援機関登録事務局（03-6867-1351）

<https://ma-shienkikan.go.jp/>

M&A支援機関登録事務局内

情報提供受付窓口（03-6867-1478）

<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>

## 5. 中小企業経営力強化支援ファンド

● 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業に対して、官民ファンドによる出資やハンズオン支援等により、経営力の強化とその後の成長を支援します。

- ・ ファンドからの投資を希望される方は、以下ホームページの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問合せください。

[https://www.smrj.go.jp/fund\\_search/cgi-bin/search.cgi](https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi)



### 【お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構

ファンド事業部（03-5470-1672）



## 6. 法人版事業承継税制（一般措置・特例措置）

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受けて、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予等します。
- 平成30年度税制改正において、この事業承継税制について、これまでの措置に加え、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

|                   | 特 例 措 置                                      | 一 般 措 置                |
|-------------------|----------------------------------------------|------------------------|
| 事前の計画策定           | 特例承継計画の提出<br>2018年4月1日から<br>2024年3月31日まで     | 不要                     |
| 適用期限              | 10年以内の贈与・相続等<br>2018年1月1日から<br>2027年12月31日まで | なし                     |
| 対象株数<br>※議決権株式に限る | 全株式                                          | 総株式数の最大3分の2まで          |
| 納税猶予割合            | 100%                                         | 贈与：100%<br>相続：80%      |
| 承継パターン            | 複数の株主から<br>最大3人の後継者                          | 複数の株主から<br>1人の後継者      |
| 雇用確保要件            | 弾力化                                          | 承継後5年間<br>平均8割の雇用維持が必要 |
| 経営環境変化<br>に対応した免除 | あり                                           | なし                     |

### 【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu\\_zouyo\\_souzoku/shoukei\\_zeisei\\_madoguchi.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku/shoukei_zeisei_madoguchi.pdf)



## 7. 個人版事業承継税制

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受け、特定事業用資産※を贈与又は相続等により取得した場合において、平成31年度税制改正において、10年間の特例措置として、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

※ 事業用の土地、建物、機械・器具備品等

### 【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2019/190401shoukeizeiseimadoguchi.pdf>



## 8. 経営資源集約化税制

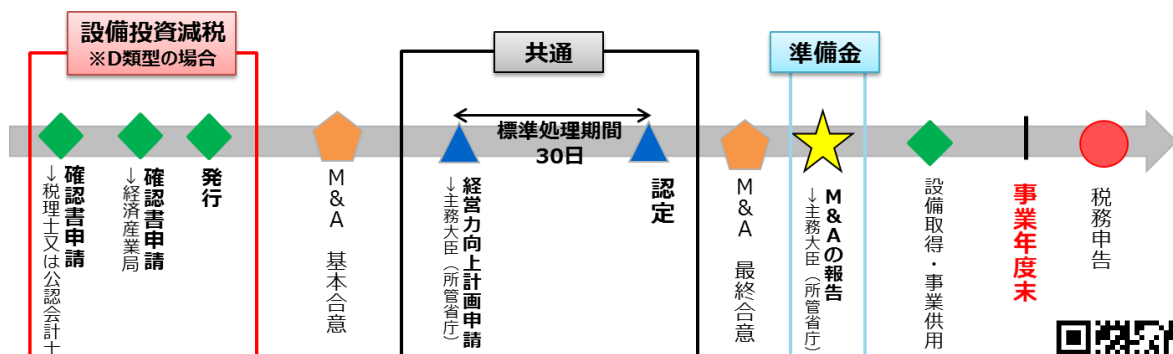
- 経営力向上計画に基づき M&A を実施する場合に、以下の措置を活用できます。

### (1) 設備投資減税 (中小企業経営強化税制)

経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合、投資額の10%(資本金3000万円超の場合は7%)を税額控除又は全額即時償却。

### (2) 準備金の積立 (中小企業事業再編投資損失準備金)

事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿って M&A を実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能(積み立てた金額は損金算入)。



[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/s\\_higenshuyaku\\_zeisei.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/s_higenshuyaku_zeisei.html)



### 【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター (03-6281-9821)

## 9. 登録免許税・不動産取得税の特例

- 経営力向上計画に基づき事業譲渡等を実施する場合、土地・建物に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を活用できます。

### < 登録免許税 >

| 登記の種類          | 通常税  | 計画認定時 |
|----------------|------|-------|
| 不動産所有権移転の登記    | 2.0% | 1.6%  |
| その他の原因による移転の登記 | 0.4% | 0.2%  |
| 分割による移転の登記     | 2.0% | 0.4%  |

### < 不動産取得税 >

| 取得する不動産の種類 | 税額         | 計画認定時                 |
|------------|------------|-----------------------|
| 土地・住宅      | 不動産価格×3.0% | 不動産価格の1/6相当額を課税標準から控除 |
| 住宅以外の家屋    | 不動産価格×4.0% |                       |

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki\\_zeiseikinyu.pdf#page=14](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf#page=14)



### 【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター (03-6281-9821)

## 10. 日本政策金融公庫等の融資、信用保証等

- 経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、株式の買い取りや相続税の支払いなど承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証を受けることができます。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)



### 【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県

（事業を営んでいない個人の場合は、住所地の都道府県）

## 11. 事業承継時の経営者保証解除支援

- 新規借入や既存の経営者保証付借入の借換の際に、経営者保証を不要にすることが可能な保証制度です。
- さらに、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合には、保証料率が大幅に軽減されます。

| 名称          | 事業承継特別保証制度                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込人<br>資格要件 | 次の（１）かつ（２）に該当する中小企業者<br>（１）３年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」（※１）を有する法人<br>又は 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、<br>承継日から３年を経過していないもの<br>（２）次の①から④の全ての要件を満たすこと<br>①資産超過であること<br>②返済緩和中ではないこと<br>③EBITDA有利子負債倍率（※２）が１０倍以内<br>④法人と経営者の分離がなされていること<br>※１ 信用保証協会所定の書式による計画書が必要<br>※２ $(借入金・社債一現預金) \div (営業利益 + 減価償却費)$ |
| 申込方法        | 与信取引のある金融機関経由に限る                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 保証限度額等      | ２．８億円（うち無担保８０百万円） ※責任共有制度（８割保証）の対象                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 保証期間        | 【一括返済の場合】１年以内、【分割返済の場合】１０年以内（据置期間１年以内）                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 対象資金        | 事業承継時までに必要な事業資金<br>既存のプロパー借入金（保証人あり）の本制度による借り換えも可能<br>（ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）                                                                                                                                                                                      |
| 保証料率        | ０．４５％～１．９０％<br>【経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、０．２０％～１．１５％に大幅軽減】                                                                                                                                                                                                                                   |

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki\\_zeiseikinyu.pdf#page=14](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf#page=14)



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部金融課（０３－３５０１－２８７６）

## 12. 遺留分に関する民法の特例

- 先代経営者が自社株式・事業用資産を後継者に集中的に贈与等した場合、その他の推定相続人の「遺留分」が侵害されるおそれがあります。
- 経営承継円滑化法の定める本特例を活用すると、それらの価額について、
  - ① 遺留分を算定するための財産の価額から除外(除外合意)
  - 又は
  - ② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)をすることができます。
- ただし、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要です。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 13. 所在不明株主に関する会社法の特例

- 一般的に、株主名簿に記載はあるものの会社が連絡が取れなくなり、所在が不明になってしまっている株主を「所在不明株主」といいます。
- 会社法上、所在不明株主からの株式買取り等には通知等が「5年」以上継続して到達しないこと等が必要ですが、経営承継円滑化法は、都道府県知事の認定を受けることを前提に、「5年」を「1年」に短縮します。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei\\_enkatsu.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)



### 【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県

## 14. 事業承継ガイドライン

- 中小企業経営者や支援機関に対して、早期・計画的な取組を促すため事業承継診断や、円滑な事業承継の実現のため必要な5つのステップ等を示しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei1.pdf>



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 15. 中小M&Aガイドライン

- M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、支援機関に対して適切なM&Aのための行動指針を示しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001-2.pdf>



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 16. 中小M&Aハンドブック

- 中小企業経営者に対して、中小企業を対象とするM&Aについてイラストを用いてポイントを解説しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904001/20200904001-2.pdf>



### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 17. 中小PMIガイドライン（仮称）

※検討中

### 【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

## 18. 事業承継診断

- 中小企業経営者が事業承継に向けて実施すべき取組を簡単にチェックできます。

### 【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい  
<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



## 19. ローカルベンチマーク（略称：ロカベン）

- 企業の経営者と支援機関がコミュニケーション（対話）を行いながら、企業経営の現状や課題を相互に理解し、経営者の「気づき」により、個別企業の経営改善を目指す場面等で活用できます。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben)



### 【お問い合わせ先】

経済産業省経済産業政策局産業資金課（03-3501-1676）

## 20. 経営デザインシート

- 中小企業の事業承継・引継ぎにおいては、後継者・譲受側が、現経営者・譲渡側の協力を得て、事業承継・引継ぎ後の自社の将来を構想する場面等で活用できます。

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei\\_design/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html)



### 【お問い合わせ先】

内閣府知的財産戦略推進事務局（03-3581-1854）

## 21. 中小企業大学校

※検討中